

消 防 参 第 7 6 号
平成19年5月30日

各都道府県消防防災主管部長 殿

消防庁国民保護・防災部参事官

救命索発射銃取扱いに係る事故防止の徹底について

標記の件については、先般、救命索発射銃の取扱い訓練中に、発射体が想定距離以上に飛んだため、民家の屋根に落下し屋根を突き破るという事故が発生しました。

このことから、各都道府県関係部局は、下記のとおり消防本部に対し注意を喚起し、事故防止について周知徹底願います。

記

1 適正な操作の実施

保有する救命索発射銃の取扱説明書を確認し、性能、諸元を把握するとともに、消防救助操法の基準（昭和53年9月消防庁告示第4号）103条、104条、105条及び106条を参考にし、適正に操作すること。

2 点検の励行

日常の点検、救命索発射銃を使用する場合の使用前、使用後の点検を、付属品も含め十分に実施すること。

3 適正な訓練場所の選定

訓練場所は、救命索発射銃の発射体の飛距離を考慮のうえ、安全な場所を選定すること。

4 許可証の確認

都道府県公安委員会から受領した許可証に記載する内容について、誤りがないか確認すること。

5 適正な保管

救命索発射銃の保管は、取扱者以外の者が触れることができないよう適正に保管すること。

6 その他

事故原因等については現在調査中であり、原因判明後、必要があれば情報提供

する予定です。

問い合わせ先
消防庁国民保護・防災部参事官付救助係
担 当 坂 野・皆 川・築 瀬
電 話 0 3 - 5 2 5 3 - 7 5 0 7
F A X 0 3 - 5 2 5 3 - 7 5 7 6
E-mail minakawa-y@soumu.go.jp